

相模原市農業経営基盤の強化の促進
に関する基本構想

令和5年9月

相模原市

目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	3
第 2 の 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	5
第 3	第 2 及び第 2 の 2 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	7
第 4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用関係の改善に関する事項	9
第 5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	1 0
第 6	その他	2 1

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 1 本市は、神奈川県北部の相模野台地に位置し、その立地条件を生かして畑作や畜産を主体とする旧相模原市の区域と、相模川の上流域の丹沢山地に位置し、酪農や中山間地型の小規模な畑作や茶業による農業生産が展開されてきた津久井地域から成り立っているが、近年、都市化の進展による生産環境の変化が進行しており、そうした変化に対応するため施設園芸の導入が一部で盛んになってきている。

今後、施設園芸を含め、地域として産地化をも視野に入れ、高収益性の作目、作型の導入を促進する。畜産においては、生産環境が厳しさを増す中で現状維持を図るものとする。また、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家等を中心に、畜産農家等との連携のもと、地域に適合した都市農業、地域内資源循環の確立を目指す。

また、このような農業生産の基盤となる優良農地を確保するため、農業振興地域整備計画に即し、引き続き、秩序ある土地利用の促進に努めるものとする。

- 2 本市は、昭和33年に首都圏整備法による市街地開発区域の指定を受けて以来、急激な都市化が進展、それに伴う生産環境の変化により農家戸数は減少している。また、市内外における就職機会の増大による専業農家の減少と農業従事者の高齢化などによって、農業の担い手不足が深刻化している。

また、一方において、農地は資産として保有される傾向が強く、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化については、顕著な進展をみないまま推移してきたが、近年、農業従事者の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に農地の流動化が進みつつある。

同時に、担い手の不足や、特に津久井地域における鳥獣被害の深刻化等により、農地の担い手が見付からないまま、遊休化・荒廃化する農地も増加傾向にあることから、法改正等に注視し、農地中間管理事業の円滑な推進を図ることなどにより、こうした遊休・荒廃農地の解消のための取組を進めていく。

- 3 本市は、このような地域の農業の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（おおむね 10 年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、本市及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者 1 人あたり 400～550 万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者 1 人あたり 1,800 時間～2,000 時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

4 本市は、将来の本市農業を担う若い農業経営を営む者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業関係団体が地域の農業の振興を図るために行う自主的な努力を助長することを旨として意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たって、これを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、本市は、相模原市農業協同組合（以下「市農協」という。）及び神奈川つくい農業協同組合（以下「つくい農協」という。）、神奈川県農業技術センター（以下「技術センター」という。）等と十分なる相互の連携の下で指導を行うための体制を編成する等により、農業の将来展望、農業の将来を見据えた望ましい経営を目指す農業者やその集団及びこれらの周辺農家に対して、営農診断を実施するとともに、営農改善方策の提示等を行い、農業者が主体性をもって自らの農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、意欲的な農業者に対しては、中間管理事業の積極的な活用を図り、農作業受委託、荒廃農地の利用促進を踏まえ、経営規模拡大を市農協及びつくい農協、相模原市農業委員会（以下「農業委員会」という。）と連携して進める。

また、これにより、土地利用調整を全市的に展開して集団化・連担化した条件で担い手農業者に農用地が利用集積されるよう努める。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受委託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、市農協営農センターに設置する農地利用調整センターと連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、技術センターの指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入促進や、神奈川県6次産業化サポートセンター、その他関係機関と連携し6次産業化を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置付けを占めるものであると同時に農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。以下同じ。）等の組織経営体への発展母体として重要な位置付けを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を行うことにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と自給的農家、高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、中心経営体のみならず、兼業農家等にも本法その他による諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

また、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第

12 条の農業経営改善計画の認定制度については、望ましい経営の育成施策の中心に位置付け、農業委員会の支援によるこれら認定農業者への利用集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした土地改良整備事業等の実施に当たっては、当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営育成の観点から十分な検討を行う。

5 本市は、農業委員会、市農協及びつくい農協で構成する指導体制を確立し、技術センターの協力を得て、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催等を行う。

なお、農業経営改善計画の認定期間を満了する認定農業者であって、今後とも経営改善に取り組む意欲があり、当初計画と新計画との間に継続性があると認められる場合にあっては、その経営の更なる向上に資するため、新たな農業経営改善計画の作成誘導を行うとともに、新計画の達成に向けた重点的な支援を図る。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

営農類型の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと、次のとおりである。

〔個別経営体〕

(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
露地野菜	<作付面積等> だいこん 0.4ha にんじん 0.3ha ばれいしょ 0.3ha やまといも 0.2ha キャベツ 0.4ha ブロッコリー 0.2ha レタス 0.2ha ほうれんそう 0.2ha かんしょ 0.2ha とうもろこし 0.3ha <経営面積> 畑 2.0ha	<資本装備> トラクター 30ps 1台 管理作業機 マルチャー だいこん洗い機 選別機 掘取り機 他 <その他> ・1ha程度に団地化された農用地	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施	・パート雇用による労働の軽減 ・給与制の導入

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
野菜直売	<p><作付面積等></p> 促成トマト 0.1ha 抑制きゅうり 0.1ha だいこん 0.05ha ばれいしょ 0.1ha さといも 0.05ha キャベツ 0.1ha ブロッコリー 0.05ha ねぎ 0.1ha ほうれんそう 0.2ha こまつな 0.1ha <p><経営面積></p> 施設用地 0.15ha 畑 0.5ha	<p><資本装備></p> 大型ビニールハウス 1,000 m ² 育苗ハウス 150 m ² 暖房機 保冷库 トラクター 20ps 1台 管理作業機 加工施設 30 m ² 加工機器 作業舎兼車庫 130 m ² 他	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> パート雇用による労働の軽減 給与制の導入
施設野菜 + 露地野菜	<p><作付面積等></p> 促成トマト 0.15ha 半促成トマト 0.15ha 抑制きゅうり 0.15ha ばれいしょ 0.2ha かんしょ 0.1ha さといも 0.1ha キャベツ 0.2ha <p><経営面積></p> 施設用地 0.5ha 畑 0.5ha	<p><資本装備></p> 硬質プラスチックハウス 2,000 m ² 大型ビニールハウス 2,000 m ² 自動カーテン 暖房機 トラクター 20ps 1台 管理作業機	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 施設に係る軽作業についてパート雇用による労働の軽減 給与制の導入
酪農(都市近郊型)	<p><飼養頭数></p> 経産牛 40頭 育成牛 14頭 <p><経営面積></p> 飼料畑 3.0ha 用地 0.2ha	<p><資本装備></p> 成牛舎 440 m ² 育成舎 70 m ² ふん処理施設 220 m ² 浄化槽 ふん処理機械 搾乳機械・施設 農作業機械 他	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 休日制の導入(ヘルパーの活用) 給与制の導入
養豚(都市近郊型)	<p><飼養頭数></p> 繁殖雌豚 70頭 種雄豚 5頭 <p><経営面積></p> 用地 0.2ha	<p><資本装備></p> 繁殖豚舎 160 m ² 分娩舎 65 m ² 育成豚舎 120 m ² 肥育舎 370 m ² 密閉型堆肥化装置 飼料給与機械・施設 浄化槽 農作業機械 他	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 休日制の導入 給与制の導入
養鶏(直売所)	<p><飼養羽数></p> 成鶏 5,000羽 <p><経営面積></p> 用地 0.1ha	<p><資本整備></p> 成鶏舎 560 m ² 鶏卵処理室 50 m ² 密閉型堆肥化装置 鶏卵販売施設 農作業機械 他	<ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 休日制の導入 給与制の導入

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
養鶏 (市場出荷型)	<飼養羽数> 成鶏 20,000羽 育成雛 6,000羽 <経営面積> 用地 0.3ha	<資本装備> 成鶏舎 2,200㎡ 育成舎 440㎡ 育雛舎 270㎡ 鶏卵処理室 33㎡ 密閉型堆肥化装置 自動給餌機 自動除糞機 農作業機械 他	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・給与制の導入
落葉果樹+ 水稲	<作付面積等> なし 0.7ha 水稲 0.3ha <経営面積> 樹園地 0.7ha 水田 0.3ha	<資本装備> 果樹棚 0.7ha 防鳥防虫ネット 0.7ha スピードスプレイヤ 田植機 } 共同利用 コンバイン } 他 乾燥機 }	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・給与制の導入
観賞樹	<作付面積> 苗木 0.4ha 養生樹 0.4ha 仕立 0.1ha <経営面積> 用地 0.9ha	<資本装備> ビニールハウス 660㎡ 灌水設備 ユニック バケットローダー 小型ショベル 他	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・給与制の導入
温室鉢物	<作付面積> 鉢物 0.1ha シクラメン等<経営面積> 施設用地 0.3ha	<資本装備> 硬質プラスチックハウス 1,000㎡ ビニールハウス 330㎡ 暖房・かん水施設 消毒機 ポプキヤット バケットローダー 他	・複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る。 ・青色申告の実施	・休日制の導入 ・給与制の導入

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

(1) 新規就農の現状

本市の令和4年度の新規就農者は7人であり、過去5年間の平均では年間6人と

なっている。令和3年から若干の増加傾向にあるものの、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1) に掲げる状況を踏まえ、本市は農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにする。また、法人の農業参入や農業経営の法人化支援を推進し、雇用就農の受け皿となる法人を増加させるなどして、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し、定着する40歳未満の農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標を踏まえ、本市においては、年間新規就農者10人以上の確保を目標とする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本市及びその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる農業従事者1人あたり1,800時間～2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（主たる農業従事者1人あたり250万円程度）を目標とする。

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

〔個別経営体〕

(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方式	農業従事の態様等
露地野菜	<作付面積等> ほうれんそう 0.2ha たまねぎ 0.05ha ねぎ 0.05ha えだまめ 0.05ha だいこん 0.1ha なす 0.05ha ほか多品目 <経営面積> 畑 0.5ha	<資本装備> ・トラクター 1台 ・パイプハウス 100 m ² ・軽トラック 1台 ・動力噴霧器 ・小型管理機 ほか <その他> ・直売等を主体とした少量多品目の周年栽培	第2に準じる	第2に準じる

施設野菜 + 露地野菜	<作付面積等> 促成トマト 0.1ha 抑制きゅうり 0.1ha キャベツ 0.05ha だいこん 0.05ha レタス 0.05ha たまねぎ 0.05ha ばれいしょ 0.05ha ほかも品目 <経営面積> 施設用地 0.1ha 畑 0.4ha	<資本装備> ・ハウス 1,000 m ² ・暖房機 ・パイプハウス 100 m ² ・トラクター 1台 ・軽トラック 1台 ・動力噴霧機 ・小型管理機 ほか <その他> ・直売等を主体とした、施設野菜及び多品目露地野菜の周年栽培	第 2 に準じる	第 2 に準じる
-------------------	---	--	----------	----------

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等を育成するために必要な事項

ア 就農意欲の醸成に向けた取組

就農意欲の醸成に向けて、意欲ある農業者の経営改善（所得の増加、労働時間の短縮）を推進することにより、農業後継者の就農を促進するとともに、Uターン就農者や新規参入希望者など、地域農業を担う新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進する。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等に対して、本市農業の魅力や重要性をPRし、県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（令和5年4月）に掲げる各機関と連携し、農業への新規参入を促進するとともに、活躍する新規就農者の取組を若者に向けて情報発信し、新規就農者が安心して農業に取り組めるよう、その支援体制を整備するよう努める。

(4) 新たに農業経営を営む青年等の経営発展に向けた取組

ア 青年等就農計画制度の普及

新たに農業経営を営もうとする青年等が、将来、効率的かつ安定的な農業経営を営む者へと経営発展できるよう、必要な支援を集中的に措置する青年等就農計画制度の普及に努める。

イ 認定新規就農者への指導及び農業経営改善計画作成への誘導

認定新規就農者については、その経営の確立に資するため、認定新規就農者の青年等就農計画の達成状況や経営課題等の状況について、農業経営基盤強化促進法の基本要綱の参考様式を活用し面談するなどの方法により、定期的に把握する。

その上で、必要な場合には、農業技術センター、農業委員会及び農業協同組合等の関係機関・団体並びに専門家等と連携して指導・助言等を実施し、その指導結果等を整理し、認定新規就農者から認定農業者への円滑な移行を計画的に誘導する。

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

第2の2までに掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については技術センター、市農協及びつくい農協の協力を得て、重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

また、新たな視点が農業経営の改善や地域の活性化を促すことが期待されていることから、女性の新規農業者の確保に向けた支援にも取り組む。

2 市町村が主体的に行う取組

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、県の各種機関や農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達がスムーズに進むようサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応などを行う。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように、必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本市は、県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、就農等希望者への情報提供や相談対応により、適切な研修の受講や、農用地、農業用機械等の確保につなげ、ひいては、就農後の定着率の向上につながっていくよう、以下の役割分担により実施する。

① 県農業会議（県農地中間管理機構）、市農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

② 個々の集落（目標地図の作成区域など）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互

提供法

農業を担う者の確保のため、農業協同組合や県農地中間管理機構等の関係機関と連携して、経営の移譲や縮小を希望する農業者と新たに農業経営を開始しようとする者の円滑な農地の貸借、売買、受委託につながるよう努める。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

- 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標
第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占める割合及び面的集積についての目標として示すと、おおむね次に掲げる程度である。
- 効率的かつ安定的な農業経営を営む者等が地域における農用地の利用に占める面積の割合の目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積の割合の目標	備 考
25%	

この目標の達成のため、農地中間管理事業等を活用し、売買、貸借及び農作業の受委託等による農用地の流動化を促進する。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

本市の平坦部においては、露地野菜を主体とする土地利用型農業が盛んであり、認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図りにくい。

また、本市の中山間地域では、主に小規模な農地を利用した畑作や茶業が展開されているが、鳥獣被害や担い手の高齢化により、農地の遊休化が懸念される。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。そのため担い手育成及びそれらの者への農地の利用集積を推進するための事業として下記の第5に掲げる①～⑦の実施を図っていく。

また、中山間地域においては、鳥獣被害対策や農業生産基盤整備の推進により農地

の有効活用を図る。

(3) 関係団体等との連携体制

本市では、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため、関係各課、農業委員会、市農協、つくい農協、土地改良区等が連携して農用地の集約化、担い手への農用地の集積を促進する。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、神奈川県「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の「第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性、即ち、都市住民のニーズに合致させるための多様な農業生産の展開や兼業化の進行等の特徴を十分踏まえて、次のとおり農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項
- ② 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項
- ③ 市農協及びつくい農協が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等
- ④ 利用権設定等促進事業
- ⑤ 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項
- ⑥ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項
- ⑦ その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

- 1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

ア 協議の場の設置方法

協議の場については、多忙な農業者の利便等に配慮し、既存の農業関係の集まりを積極的に活用する。

本市は農地の受け手が特に少ないため、現役の農業者の代表として、特に農業委員に積極的な参画を求める。

協議の場で得られた意見は、農協等と共有の上、計画策定に活用する。

本市では、既存農家が多様な形態で小規模に散在しているため、類型などを強いることなく、多様な考え方の人が共存できる計画づくりを目指す。

協議の事務局は、農業委員会の協力を得ながら農政課が務める。

イ 地域計画の区域の基準

地域計画設定の区域については、市内全域とする。

人・農地プラン実質化の際に、市内の農地は広く散在しているため広域的に活動する農業者が多いことがわかった。したがって、当面の地区分けについては全市を1地区として設定することとする。

また、本市の農地は果樹畑やハウスが混在し、連担化しにくい形で散在している中、目標地図については、比較的集約化しやすい地区を選び、モデル的に目標地図作成を先行させる。

なお、計画作成に当たって、個人情報の保護には十分配慮する。

ウ 地域計画の策定の進め方

地域計画策定事務について、事務局を担う市は、県や農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合等と適切に情報共有しながら計画の策定を進め、進捗状況を共有していくこととする。

エ 地域計画に基づく農用地の利用権設定等の進め方

地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているかについては、農業委員会や農協等と情報共有に努め、地域計画の主旨である集約化や連担化の進捗に努める。

農地の連担化を意識しながらも、小規模農地における農業の維持にも注視する。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、1～数集落とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及

び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員について法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第6-1号の認定申請書を本市に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。
- ② 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 本市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示場への掲示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農

業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規程により定める農用地利用規程においては、（４）の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 本市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（５）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申し出があった場合に、特定農業法人が当該申し出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申し出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（７）農用地利用改善団体の勧奨等

① （５）の②の規定により農用地利用規定の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧

奨ることができる。

② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 本市は、農用地利用改善団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、技術センター、農業委員会、市農協、つくい農協、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体の協力が行われるように努める。

3 市農協及びつくい農協が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

(1) 農作業の受委託の促進

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 市農協及びつくい農協その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 市農協及びつくい農協による農作業の受委託のあっせん等

市農協及びつくい農協は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申し出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

4 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて。）を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) 農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) 農業経営に主として従事すると認められる農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者（農地法第2条第3項第2号ホに規定する常時従事者をいう。以下同じ。）たる構成員をいう。）がいること。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合、又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会

が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条に掲げる事業を実施する農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

- ④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第2項第6号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ 市長への確約書（様式1）の提出や市長との協定（様式2）の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため、利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら2つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

（2）利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準並びに決済の相手方及び方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。以下同じ。）の算定基準並びに決済の相手方及び方法、所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

（3）開発を伴う場合の措置

- ① 本市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地について

の利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たり、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知。様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させるものとする。

② 本市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件のすべてに適合すると認めるときは、農用地利用集積計画の手続を進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

（4）農用地利用集積計画の策定期期

① 本市は、（5）の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。（改正法施行日令和5年4月1日から起算して2年を経過する令和7年3月31日（その日までに新基盤強化法第十九条の規定により地域計画が定められ、及び公告されたときは、当該地域計画の区域については、その公告の日の前日。）までの間）

② 本市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

（5）要請及び申出

① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申し出に基づき、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、本市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

② 土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的

に取り組んでいる市農協及びつくい農協は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

- ④ ②及び③に定める申し出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 本市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 本市は、(5)の②及び③の規定による土地改良区、農用地利用改善団体、市農協、つくい農協からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①及び②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、本市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 本市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を行おうとする者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者(1)に規定する利用権の設定等を受けべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積(1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払いの方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあつては、農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当

該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係

- ⑥ ①に規定する者が（１）の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項
- ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後３月以内に、農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第60条の２で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について農業委員会に報告しなければならない旨
 - ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項
 - （ア） 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - （イ） 原状回復の費用の負担者
 - （ウ） 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - （エ） 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
 - （オ） その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

（８）同意

本市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、（７）の②に規定する土地ごとに（７）の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が５年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について２分の１を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

（９）公告

本市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は（５）の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち（７）の①から⑥までに掲げる事項を本市の掲示場への掲示により公告する。

（10）公告の効果

本市が（９）の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計

画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

本市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、（９）の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた（１）の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 本市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア （９）の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた（１）の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 本市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち②のア及びイに係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分を本市の掲示場に掲示することにより公告する。

④ 本市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃借借

又は使用貸借は解除されたものとみなす。

5 農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

(1) 本市は、特例事業を行う農地中間管理機構と連携して、特例事業の活用を図る。

(2) 本市、農業委員会、市農協、つくい農協は、農地流動化の施策と連携を図るため、同機構に対し、情報提供、事業の協力を行う。

6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

本市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、様々な農業従事者に、それぞれの能力を十分に引き出してもらうための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、給与制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本市は、1から7までに掲げた事項の推進に当たっては、地域の農業の振興に関するその他の施策との連携に配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

本市は、農業委員会、技術センター、市農協、つくい農協、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、市農協、つくい農協並びに、土地改良区は、農業経営基盤強化促進事業の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本市は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この基本構想は、平成 6年 7月 15日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成 13年 6月 5日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成 17年 11月 15日から施行する。
- 4 この基本構想は、平成 20年 5月 30日から施行する。
- 5 この基本構想は、平成 22年 6月 11日から施行する。
- 6 この基本構想は、平成 26年 9月 30日から施行する。
- 7 この基本構想は、令和 5年 9月 29日から施行する。

別紙1（第5の4（1）⑤関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）（以下「旧法」という。）法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（1）地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定されている地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○ 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

……旧法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○ 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

……その土地を効率的に利用することができると認められること。

（2）農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

……その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

……その土地を効率的に利用することができると認められること。

（3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

……その土地を効率的に利用することができると認められること。

別紙2（第5の4（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1 存続期間は3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当地でないとは認められる場合には、6年又は9年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会から提供される賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近傍の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常生産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のものとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のものとして定められる借賃の換算方法については、「農</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のものとして定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時にお</p>

	<p>地法の一部を改正する法律の施行について」(平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知)第6に留意しつつ定めるものとする。</p>		<p>ける当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が調わないときは、当事者の双方の申出に基づき相模原市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>
--	---	--	---

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	<p>Iの③に同じ。</p> <p>この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。</p>	Iの④に同じ。

Ⅳ 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p> <p>なお、農業者年金基金が所有権の移転を行う場合の取り扱いについては、農業者年金基金の定めるところによるものとする。</p>

(様式1) (第5の4(1)④関係)

確約書例

相模原市長 様

(提出日) 令和 年 月 日
(提出者) 印

相模原市が、令和 年 月 日に農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)による改正前の農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第19条により公告する農用地利用集積計画の定めるところにより農用地等について賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けて行う耕作又は養畜の事業を実施するに当たっては、下記のことを確約します。

記

- 1 借受け農用地等の存在する地域の農業の維持発展に関する話し合い活動への参加を求められた場合は、特段の事情のない限り、その活動に参加します。
- 2 借受け農用地等が受益を受ける道路、水路、ため池等の共同利用施設を含む地域の共同利用施設の建設、維持管理等に関する取り決めに遵守します。
- 3 借受け農用地等の存在する地域の鳥獣被害対策に協力します。
- 4 その他
○○○○○○○・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

※ なお、この書面に記載されている事項のほか、農用地利用集積計画の記載事項に従うこと。

(様式2) (第5の4(1)④関係)

協定例

相模原市(以下「市」という。)、〇〇〔農地等の貸付主体の名称〕(以下「貸人」という。)及び△△〔農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)による改正前の農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第2項第6号に規定する者〕(以下「借人」という。)は、農地又は採草放牧地(以下「農地等」という。)について借人が貸人から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けて行う耕作又は養畜の事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、次のとおり協定を締結する。

【農地等の所在・面積を協定事項にしない場合】

(借人が行う耕作又は養畜の事業の内容及び実施区域)

- 第1条 借人は、借人から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受け、当該賃借権又は使用貸借による権利が設定されている農地等(以下「貸付農地等」という。)において、〇〇、△△及び××〔農作物の具体名等〕の生産〔又は栽培〕を行うものとする。
- 2 借人は、本協定に定めるところによるほか、別途借人との間で締結する賃貸借契約又は使用貸借契約の定めるところにより、貸付農地等の全てについて前項に規定する内容の事業に供するものとする。

【農地等の所在・面積を協定事項にする場合】

(耕作又は養畜の事業の内容並びに農地等の所在及び面積)

- 第1条 借人は、次表の左欄に掲げる内容の耕作又は養畜の事業について、それぞれ、借人から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けている又は受けることとなる同表の右欄に掲げる農地等において行うものとする。

耕作又は養畜の事業の内容	左の事業を行う農地等の所在及び面積
〔記載例〕 畑作・飼料作・麦作・稲作	大字〇〇内の概ね〇〇h aの農地等
果樹	大字〇〇内の概ね〇〇h aの農地等
採草・放牧	大字〇〇内の概ね〇〇h aの農地等

- 2 借人は、本協定に定めるところによるほか、別途借人との間で締結する賃貸借契約又は使用貸借契約の定めるところにより、借人から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けている農地等(以下「貸付農地等」という。)の全てについて前項に規定する内容の事業に供するものとする。

(地域の農業における借人の役割分担)

- 第2条 借人は、当該地域の農業の維持発展に関する話し合い活動への参加を求められた場合は、特段の事情のない限り、その活動に参加するものとする。

- 2 借人は、貸付農地等が受益を受ける道路、水路、ため池等の共同利用施設を含む地域の共同利用施設の建設、維持管理等に関する取りきめを遵守するものとする。

【借人が法人の場合】

- 3 借人は、前2項の役割を担うため、法人の業務を執行する役員のうち1名以上の者が、借人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事するものとする。

(協定の実施の状況等についての報告に関する事項)

第3条 借人は、市に対して、耕作又は養畜の事業に供した貸付農地等で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、貸付農地等の利用状況（【借人が法人の場合】及び第2条第3項の常時従事役員の氏名及び常時従事の状況）について、市が別途指定する様式に従い、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に報告するものとする。

- 2 借人は、第1条、第2条各項及び第3条第1項のすべて又はいずれかの定めに抵触する又は抵触するおそれが生じることとなった場合は、速やかに市にその旨連絡するものとする。

- 3 借人から2の連絡を受けた市は、貸人の協力を得て借人の実行できない事情を調査し、貸人と協議の上、その事情に応じた対応策を一定期間内に講じることを借人に指示するものとする。

(実地調査等)

第4条 市は貸人の協力を得て、借人が貸付農地等の利用状況を確認するため、必要に応じ実地の調査その他農業委員会からの聞取り等による調査を行うものとする。

- 2 市は、前項の調査により借人が第1条、第2条及び第3条（第3項を除く。）の定めに違反していると認めた場合は、第3条第3項に準じて借人に対応策を指示するものとする。

(協定に違反した場合の措置)

第5条 借人が第3条第3項及び第4条第2項の定めによる市の指示に従わず、貸付農地等の全部又は一部について適正に耕作又は養畜の事業の用に供していない、又は借人が破産手続開始の決定を受け（【借人が法人の場合】で解散す）る場合等、貸付農地等について、耕作又は養畜の事業の用に供することができなくなることが明らかであると認めた場合は、その全部又は一部についての賃貸借又は使用貸借を解除するものとする。

- 2 貸人は、前項により賃貸借又は使用貸借を解除するときは、市と協議するものとする。

- 3 貸人は、第1項の解除に当たっては、あらかじめ相模原市農業委員会に届け出を行ったうえ、借人に解除の理由及び解除の日（引渡しの日）等を明らかにした書面で通知するとともに、その写しを市及び相模原市農業委員会に送付するものとする。

(原状回復)

第6条 借人は、前条の定めによる賃貸借又は使用貸借に係る契約が解除された場合は、自己の負担で、直ちにこれらの土地を原状に回復して、貸人に返還しなければならない。

(損害賠償)

第7条 第6条の定めによる原状回復がなされない場合は、原状回復に係る費用を借人に請求するものとする。

(貸借期間中の中途の契約終了における違約金の支払い)

第8条 貸借期間中に貸貸借又は使用貸借を解除する場合の違約金の支払いについては、第5条第1項に定める場合を除き、市、貸人及び借人協議の上定めるものとする。
(管轄裁判所)

第9条 この協定から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、貸人の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。
(疑義が生じた場合の決定等)

第10条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、市、貸人及び借人協議の上定めるものとする。

市、貸人及び借人は、本協定の締結の証として本書を3通作成し、それぞれ記名押印の上それぞれその1通を保有する。

令和 年 月 日

市	名称
	代表者名
	所在地
貸人	名称
	代表者名
	所在地
借人	名称
	代表者名
	所在地